

高額医療・高額介護合算制度の申請を受け付けます

医療費と介護サービス費の両方に負担がある方は、申請によりその負担が軽減される場合があります。

橋本節子さんが功労者表彰及び三十年勤続表彰を受賞しました

十一月二十一日(木)～二十一日(金)、和歌山市で開催された第五十四回全国



スポーツ推進委員研究協議会和歌山大会において、スポーツ推進委員の橋本節子さんが功労者表彰及び三十年勤続表彰の二つの表彰を受けられました。長年にわたり、スポーツ推進委員として活躍された功績が認められたものです。

井上郁子さんが経済産業大臣表彰を受賞しました



十一月二十五日(月)、ウイルあいちにおいて、統計調査員の井上郁子さんが経済産業大臣表彰を受賞されました。長年にわたり、統計調査に従事した功績が認められたものです。

〔豊山町国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入されている場合〕

●申請できる方

一年間(平成二十四年八月一日～平成二十五年七月三十一日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が自己負担限度額を超える世帯の方。ただし、異なる医療保険の合算はできません。

●自己負担の限度額

加入されている医療制度や年齢などによって変わります。詳しくはお問合せください。

●申請方法

支給対象となる方へ、十二月中にご案内を郵送しました。役場一階住民課の窓口でお手続きください。

なお、他市町村へ転出または転入された方、加入の保険が変わられた方については、案内できていない場合があります。お心当たりのある方はお問合せください。

【その他の健康保険に加入されている場合】

自己負担の限度額や申請方法など、詳しくは保険証に記載されている窓口にお問合せください。

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

就学通知を送付します

四月から小学生になるお子さまがいる世帯に、入学する小学校を指定した就学通知書を一月に送付します。

通知書が届かない場合や、外国籍で入学を希望し申請していない方、転居予定の方はお問合せください。

▼対象 平成十九年四月二日～二十年四月一日生まれのお子さま ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎28・2211

確定申告時の障害者控除とおむつ代の医療費控除のごとく確認ください

対象となる方は、確定申告の際に、必要書類を提出してください。各種控除を受けることができます。

【所得税・住民税の障害者控除】

六十五歳以上で、要介護一～三の方は障害者控除が、要介護四～五の方は特別障害者控除が受けられます。

確定申告の際に、障害者控除対象者認定書を添付してください。対象となる方には、一月上旬に認定書を送付します。なお、認定書は平成二十五年中の申告に限り有効です。

身体障害者手帳をお持ちの方は、申告の際に提示していただくと控除を受けられます。

【おむつ代の医療費控除】

要介護認定を受けている方などは、

1/18 ファミリー・サポート・センター 交流会を開催します

ファミリー・サポート・センターは、子育てでお互いに助け合う活動を支援しています。

今回は、音楽を使って表現力を養う「リトミック」を用いた交流会を開催します。お子さまと一緒に参加できます。

▶とき 1月18日(土) 午前10時～正午 ▶ところ 総合福祉センター南館ひまわり・プラザ ▶定員 20名(先着順) ▶対象 現在子育て中の方、子育てに興味のある方 ▶講師 鈴木恵利子氏 ▶申込み・問合せ ファミリー・サポート・センター ☎39・0060 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912

次の書類を提出すればおむつ代の医療費控除を受けることができます。

●初めて控除を受ける場合

①おむつ使用証明書(医師発行)

②おむつ代領収書

●二回目以降の場合

①おむつ代に係る医療費控除証明のための確認書(町発行)

②おむつ代領収書

なお、寝たきり状態にあること、尿失禁の発生の可能性があることが平成二十五年要介護認定審査会資料から確認できない場合は、町から確認書を発行できません。初めて控除を受ける場合と同様、おむつ使用証明書の発行を医師へ依頼してください。

▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100